

## 板橋区国民健康保険高額療養費受領委任払い制度実施要綱

(平成26年10月22日区長決定)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、東京都板橋区国民健康保険における、国民健康保険法（昭和34年法律第192号）第57条の2に規定する高額療養費の支給を受ける際の特例について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において高額療養費受領委任払い（以下「受領委任払い」という。）とは、板橋区国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）が、高額療養費の受領の権限を療養の給付を受けた病院、診療所及び助産所（以下「医療機関等」という。）に委任し、これを当該医療機関等が受任したときに、保険者が直接医療機関等に支払うことをいう。

### (対象者)

第3条 受領委任払いの適用を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てに該当する世帯主とする。

- (1) 高額療養費に係る一部負担金の支払いが困難であること。
- (2) 受領委任払いに関し医療機関等の同意を得ていること。

2 前項に定めるもののほか、特に必要と区長が認める者は、高額療養費受領委任払いの適用を受けることができる。

### (適用除外)

第4条 区長は、高額療養費の給付の事由が国民健康保険法第64条に規定する第三者の行為によって生じた場合には、前条の規定にかかわらず受領委任払いの承認を行わないものとする。

### (申請)

第5条 受領委任払いの承認を受けようとする世帯主（以下「申請者」という。）は、板橋区国民健康保険高額療養費受領委任払い承認申請書（[別紙様式第1号](#)）に高額療養費受領委任払い委任状（[別紙様式第2号](#)）（以下これらを「申請書等」という。）を添えて、区長に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第6条 区長は、前条の規定による申請書等の提出があった場合は、これを審査し、受領委任払いの承認又は不承認の決定をし、板橋区国民健康保険高額療養費受領委任払い承認(不承認)通知書(別紙様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(承認の取り消し)

第7条 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、受領委任払いの承認を取り消すことができる。

- (1) 申請者から取消しの求めがあったとき。
- (2) 受領委任払いに関し医療機関の同意を取り消されたとき。
- (3) 申請承認後、第4条の規定に該当していることが判明したとき。
- (4) 偽りその他不正な行為により受領委任払いの承認を得たことが明らかになったとき。

(支給決定及び支払い)

第8条 区長は、高額療養費の支給を決定したときは、第5条の規定により提出のあった申請書等と照合し、医療機関等の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

付 則

この要綱は平成27年1月1日から施行する。

様式第 1 号

板橋区国民健康保険高額療養費受領委任払い申請書

(宛先) 東京都板橋区長

下記のとおり高額療養費受領委任払いの承認を申請します。

申請日		年 月 日
申請者 (世帯主)	住所	
	氏名	
	電話	
療養の対象者	記号番号	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	世帯主との続柄	
	高額療養費対象月	年 月～ 年 月
医療機関等	名称	
	住所	
	電話	
	担当者名	

※事務処理欄

適用区分	
納付状況	
食事減額認定証	
医療機関調整	
委任状交付	
備考	

様式第 2 号

板橋区国民健康保険高額療養費受領委任払い委任状

( ) を甲とし、( ) を乙として、  
甲及び乙は、下記のとおり合意した。

記

乙が板橋区から受領すべき被保険者( ) に係る、  
年 月診療分の高額療養費(ただし甲に係る医療機関等の分に限る。)の受  
領の権限を甲に委任する。

甲は、次の金融機関の口座への振込によって受領するものとする。

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合	支店名	支店
		金融機関コード	
		支店コード	
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

年 月 日

(甲) 住 所

医療機関名

代表者氏名

㊞

(乙) 住 所

世帯主氏名

㊞

様式第3号

板橋区国民健康保険高額療養費受領委任払い承認（不承認）通知書

年 月 日

申請者（世帯主）

\_\_\_\_\_様

東京都板橋区長

年 月 日付で申請のあった高額療養費受領委任払いについて、下記のとおり通知します。

記

次のとおり承認します。

世帯主	住所
	氏名
療養対象者	氏名 (続柄 )
対象となる診療月	
医療機関名	

次の理由により承認しません。

理由
----